

皆さんにきれいで安全な水道水を

水質検査計画を

策定しました

市では、皆さんにきれいで安全な水道水をお届けするため、水源から浄水場、各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水質管理に努めています。水質検査計画は、この水質検査をどのように行うかを示しています。

問合せ 上下水道整備課 ☎ 52・5221

地域局建設課 ☎ 73・5300

家庭にきれいな水が届くまで……

私たちが普段使っている水道水は、どこからきているのでしょうか？元をたどると市内を流れる米代川や、地表の下を流れる地下水が水源となっています。この水（原水）を市内の取水施

設で取水しています。

取水された水は、降雨などによる濁りや生活雑排水、さまざまな細菌で汚れていることがあります。これらを浄水場でろ過や消毒などを行い、水質基準を満たしたきれいな水（浄水）にして、家庭に届けています。

日常生活に、水は欠かせません。飲み水や料理、お風呂など、どんな用途でも安心して使えるよう、同計画に基づき、水源や浄水場、各家庭の水質検査を進めていきます。

同計画は上下水道整備課や行政情報コーナー、二ツ井地域局、各地域センターに備えるほか、市ホームページでも閲覧できます。検査方法など詳細を確認したい方はぜひご利用ください。

計画で示す3つの検査のポイント

1 どのような項目？

【水道法で義務付けられている検査項目】

- 水質基準項目
微生物や化学物質など 51項目
- 毎日検査項目 色、濁り、残留塩素

【市が独自に設定した検査項目】

- 水質管理目標設定項目
化学物質や農薬など 16項目
- その他の項目
嫌気性芽胞菌など 3項目

2 どのくらいの頻度？

水道法、過去の検査結果、水源の状況、浄水方法、送水・配水・給水の状況、資機材や薬品の使用状況などにに基づき適切な頻度を設定して検査します。



3 どの地点で？

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、市が独自に行う地点として浄水場などの入口（原水）や出口（浄水）で検査します。

